

子育て支援係からお知らせ

◆チャイルドシート購入補助の廃止

2000年4月1日から自動車の運転者が6歳未満の幼児を自動車に乗車させる場合に幼児用補助装置（チャイルドシート）の使用が義務づけられることとなっており、町としても少子化対策の一環として、チャイルドシートの購入補助を行ってきました。

しかし、義務化から7年経過し定着していることと、チャイルドシートの購入単価が低くなってきていることなどの理由により、4月以降の補助を廃止することになりました。



◆すこやか子育て支援手当制度

平成17年度に新設した『すこやか子育て支援手当制度』は、毎年4月に現況届の提出が必要です。

昨年申請をされた方には、現況届の案内を郵送しますので期限までに申請を行ってください。

また、平成18年4月分の支給金額から次のように改正になります。

【1月あたりの支給金額】 5,000円 → 2,500円



◆保育料の改正

平成18年4月から保育料が次のとおり改正になります。保護者の皆さまには、決定通知書で報告します。

国			定 義	さつま町		
階層	徴収金基準額			階層	町の基準額	
	3歳未満児	3歳以上児			3歳未満児	3歳以上児
1	0円	0円	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	A	0円	0円
2	0円	0円	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税額の区分が次の区分に該当する世帯	B 1	0円	0円
2	9,000円	6,000円	A階層を除き町民税非課税世帯	B 2	6,800円	4,500円
3	19,500円	16,500円	A階層を除き市町村民税世帯均等割課税世帯	C 1	10,700円	8,400円
3	19,500円	16,500円	A階層を除き市町村民税世帯所得割課税世帯	C 2	14,700円	12,400円
4	30,000円	27,000円	所得税32,000円未満	D 1	18,600円	16,300円
4	30,000円	27,000円	所得税32,000円以上 64,000円未満	D 2	22,500円	20,300円
5	44,500円	41,500円	所得税64,000円以上 112,000円未満	D 3	27,900円	25,700円
5	44,500円	41,500円	所得税112,000円以上 160,000円未満	D 4	33,300円	29,100円
6	61,000円	58,000円	所得税160,000円以上 284,000円未満	D 5	37,700円	33,900円
6	61,000円	58,000円	所得税284,000円以上 408,000円未満	D 6	43,500円	37,000円
7	80,000円	77,000円	所得税408,000円以上	D 7	52,000円	40,500円